仕様書資料4

桶川市図書館資料廃棄基準

(目 的)

1. この基準は、桶川市図書館が所蔵する資料について、廃棄する場合の基準を定めることを目的とする。

(廃棄対象資料)

- 2. 廃棄対象資料は次のとおりとする。
 - (1) 破損・汚損が著しく補修不能のもの
 - (2) 利用価値が著しく低下したもの
 - ア 改版が出版され利用価値を失ったもの
 - イ 時間の経過により利用価値を失ったもの
 - ウ 利用価値が著しく低下したもの
 - (3) 1部2冊以上のもので欠本があり補充の必要を認めないもの
 - (4) 3年以上経過してなお回収不能なもの
 - (5) 災害や事故により回収不能なもの
 - (6) その他、館長が必要と認めたもの

(適用除外)

- 3. 次のものは原則として廃棄の対象から除外する。
 - (1) 郷土資料(桶川に関するもの)
 - (2) 参考資料
 - (3) 特別コレクション
 - (4) 絶版等で買い替えができないもの
 - (5) その他、館長が必要と認めたもの